

下関短期大学科学研究費補助金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、下関短期大学(以下「本学」という。)における文部科学省(以下「文科省」という。)及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の運営・管理を行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(法律第179号)」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(政令第255号)」「科学研究費補助金取扱規程(文科省告示第110号)」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(規程第17号)」「文科省研究者使用ルール(補助条件)」「学振研究者使用ルール(補助条件)」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について、最終責任を負う最高管理責任者は、学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し、出納の実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、事務部長とする。
- (3) 科研費について、各研究者に対する実質的な責任者としての部局責任者は、学術関係責任者とする。
- (4) 科研費について、研究者は、科研費の交付目的に従って研究を遂行し、所属研究機関の管理のもとに適正な執行に努める責任を負うものとする。
- (5) 科研費について、事務職員は、科研費の執行を研究者に代わって管理し、関係規程の定めるところにより、適正な事務処理に努める責任を負うものとする。

(統括管理責任者が行う業務)

第4条 統括管理責任者は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 応募・交付申請の統括管理に関すること。
- (2) 交付される科研費(直接経費・間接経費・分担金)の受領、執行・管理に関すること。
- (3) 科研費による出張の統括管理に関すること。
- (4) 実績報告の統括管理に関すること。
- (5) 研究成果報告等の統括管理に関すること。
- (6) 内部監査に関すること。
- (7) 他の研究機関の科研費の統括管理に関すること。
- (8) 学内外からの問合せへの対応の窓口。
- (9) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること。

(学術関係責任者が行う業務)

第5条 学術関係責任者は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿(以下「研究者名簿」という。)への登録等に関すること。
- (2) 応募・交付申請に関すること。
- (3) 科研費による出張に関すること。
- (4) 実績報告に関すること。

- (5) 研究成果報告等に関すること。
- (6) 内部監査に関すること。
- (7) 他の研究機関の科研費に関すること。
- (8) 学内外からの問合せへの対応。
- (9) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること。

(研究者名簿への登録等)

第6条 文科省の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、本学の専任教員および非常勤の教員とする。

- 2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に学術関係責任者に申し出るものとする。
- 3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第7条 研究代表者は、科研費の交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の確認書を提出しなければならない。

- 2 研究代表者及び研究分担者等は、交付された科研費による研究活動について、法律、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。
- 3 交付された科研費による研究代表者及び本学の研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第8条 交付される科研費は、預り金として処理するものとする。

- 2 交付された科研費(間接経費を除く)は、本学の預金口座に振替えて管理する。なお、本学の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合は、前項に基づき本学に帰属するものとし、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。
- 3 交付された間接経費は、本学に譲渡された後、本学は補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として執行する。ただし、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。
- 4 科研費(間接経費を除く)の執行の決裁者は、学術関係責任者、事務局長、学長とする。
- 5 科研費(間接経費を除く)により購入した設備、備品又は図書等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費(間接経費を除く)によるアルバイトの雇用主は、学校法人河野学園(下関短期大学)とする。その雇用に伴う労働保険の事業主負担分は本学が負担する。
- 7 科研費(間接経費を除く)の支払いに伴う所得税の源泉徴収は本学が行う。
- 8 科研費(間接経費を除く)の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第9条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、監査員は、主査1名、書記2名、教員1名で構成し、学長がこれを命ずるものとする。主査は事務局職員が務める。

(内部通報窓口)

第9条の2 学内外からの公的研究費の運営・管理に対する通報（告発）は、総務課が受ける。

（内部通報への対応）

第9条の3 前条の通報（告発）を受けた場合、総務課長は通報者の個人情報に配慮しつつ、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき、統括管理責任者を通じて速やかに調査を行わなければならない。
- 3 統括管理責任者は、必要に応じて調査委員会に調査を依頼することができる。
- 4 事務管理責任者は、前項の結果を通報者に通知する。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合はこの限りでない。
- 5 最高管理責任者は、調査の結果、不正が確認されたときは、就業規則に従って処分を行い、その内容を本学のホームページに掲載する。
- 6 調査の結果、不正事実の不存在のとき、最高管理責任者は、調査の対象となった関係者の名誉が損なわれることのないようプライバシーに配慮しつつ、適切な措置をとることができる。

（他の研究機関の科研費）

第10条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者等になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

（科研費に関する疑義）

第11条 学術関係責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、すみやかに統括管理責任者へ報告しその指示に従う。

（不正防止）

第12条 科研費に関する不正防止の担当者は、学術関係責任者とする。

（不正使用に関わる調査について）

第13条 科研費に関して不正使用の疑いが生じた場合は、最高管理責任者のもとで必要な調査を行うものとする。この場合、最高管理責任者は、必要に応じて調査委員会を設け、調査にあたらせることができる。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成28年3月22日より施行する。